

# 情緒障害

## (2) 情緒障害のある子供に応じた教育課程編成

### ① 情緒障害に関する教育の経緯

情緒障害という用語は、昭和 36 年の児童福祉法の一部改正に伴い、情緒障害児短期治療施設（現：児童心理治療施設）の開設時から使われるようになりました。さらに昭和 42 年には、情緒障害児短期治療施設（現：児童心理治療施設）の対象児の規定が示されましたが、それによれば、家庭、学校、地域での人間関係の歪みにより社会的適応が困難になった児童、不登校やかん黙などの非社会的問題を有する児童、反抗や退学などの反社会的問題を有する児童、チックなどの神経性習癖を有する児童とされており、知的障害や自閉症等は別の施設での治療が求められていました。一方、文部省（現：文部科学省）においては、昭和 42 年に「児童生徒の心身障害に関する調査」が全国規模で実施され、その調査内容には、既存の視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害の 6 障害の他に新たに情緒障害が加えられました。その際、情緒障害の類別基準として挙げられたのは、知的障害や明確な身体障害がないという前提で、不登校や神経症、精神病、かん黙、さらに症状面を中心にした記述から想定される自閉症や器質的障害が挙げられていました。このように、厚生省（現：厚生労働省）と文部省では、行政分野の違いにより情緒障害という用語の概念規定が異なっているという状況がありました。

情緒障害児の教育は病院内から始まりました。昭和 40 年国立国府台病院に、不登校児のための学級が開設されました。その後、昭和 43 年には三重県高茶屋病院あすなろ学園内に自閉症のための情緒障害学級が開設され、同じ昭和 43 年に新潟県立療養所悠久荘のぎく学園において、情緒障害児、精神障害児への教育が始められています。学校における情緒障害特殊学級の開設は、自閉症教育の始まりでもありました。昭和 41 年に、現在の東京都公立学校情緒障害児教育研究会の前身である「自閉症といわれた子の担任の会」が発足し、昭和 43 年には、全国情緒障害教育研究会、自閉症児・者親の会全国協議会も発足しました。そして、昭和 44 年、東京都杉並区立堀之内小学校に我が国初の情緒障害特殊学級が開設され、学校教育における自閉症教育が開始されました。その後、情緒障害特殊学級は、自閉症、選択性かん黙、不登校などの児童生徒を対象とする学級として定着していきました。

平成 21 年 2 月 3 日付け 20 文科初 1167 号通知において、情緒障害特別支援学級における障害種の明確化のために、それまで特別支援学級の対象としてきた「情緒障害者」を、「自閉症・情緒障害者」と改めています。これにより、学級の名称も、「情緒障害特別支援学級」から「自閉症・情緒障害特別支援学級」に変更されています。

平成 25 年 5 月 1 日現在、自閉症・情緒障害特別支援学級数は 19,822 学級、74,116 人の児童生徒が在籍しており、すべての特別支援学級在籍児童生徒数の 42.4%になっています。

また、通級による指導を受けている児童生徒のうち自閉症者は 12,308 人で全体の 15.8%、情緒障害に該当する者は 8,613 人であり、全体の 11.1%になっています。主として心理的な要因による情緒障害のある児童生徒の場合は、情緒障害児短期治療施設や病院（医療を必要とする場合）等に設置されている特別支援学校や特別支援学級の分校、分教室等で学習しています。また、ことばの教室や不登校の児童生徒のための適応指導教室で学んでいる場合もあります。

## ② 障害の程度に応じた教育課程の編成

### ア 自閉症・情緒障害特別支援学級

平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号初等中等局長通知では、自閉症・情緒障害特別支援学級の対象として、以下のように示されています。

#### 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

特別支援学級の教育課程の編成に関しては、学校教育法施行規則第 138 条において、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と明記されています。

この規則に関しては、小学校及び中学校の学習指導要領解説の総則編において、「特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校（中学校）の目的及び目標を達成するものでなければならない。」という記述と、「特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童（生徒）の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領を参考にするなど実情に合った教育課程を編成する必要がある。」という記述があります。

つまり、自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の編成は、原則として、小学校又は中学校の学習指導要領によることとなります。しかし、在籍する児童生徒の実態から、通常の学級における学習だけでは、十分に学習の効果を上げることが難しい場合に、学校教育法施行規則第 138 条に基づき、特別の教育課程を編成することができます。特別の教育

課程を編成する場合は、特別支援学校の学習指導要領の内容を参考にして、学級や児童生徒の実態に応じた教育目標や教育内容を決めていくということになります。なお、心理的な要因による不登校等のために、学習に空白がある児童生徒に対しては、各教科の内容を下学年の内容に替えたり、基礎的・基本的な内容を重視した指導をしたりすることなどにも配慮が必要になります。

#### イ 通級による指導（情緒障害）

平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号初等中等局長通知では、通級による指導（情緒障害）の対象として、以下のように示されています。

#### 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

通級による指導の教育課程の取扱いは、学校教育法施行規則第 140 条により、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」とされています。

通級による指導における特別の教育課程の編成については、児童生徒の障害に応じた特別の指導を、小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができます。障害に応じた特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする「自立活動」が中心となりますが、特に必要があるときは「各教科の補充指導」も行うことができます。指導時間については、自立活動と各教科の補充指導を合わせて年間 35 単位時間（週 1 単位時間）からおおむね年間 280 単位時間（週 8 単位時間）以内が標準とされています。通級による指導では、通級する児童生徒の日常生活の場である家庭、学校での適応を図るために特別の指導を行います。通級による指導が、日常生活の場で生かされるためには、児童生徒への指導とともに保護者への支援、在籍学級の担任との連携が重要です。